

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の現況届は8月31日(金)まで

☎福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

現況届は、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成を8月以降に引き続き受ける要件を満たしているか、また、所得制限によるその年の8月分からの手当の支給額区分を決定するものです。届出がない場合、8月分以降の手当や助成を受けることができなくなりますので、忘れずに受給

者本人による提出をお願いします。

また、児童扶養手当の受給から5年を経過するなどの一定の要件に該当する方は、一部支給停止となることがありますので、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色)の提出が必要となります。現況届と併せて提出をお願いします。

【現況届に必要な添付書類】 該当事由によって別途必要な書類があります。詳しくはお尋ねください。

- 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成受給者証(ピンク色) ※全額停止の人は証書はありません。
- 健康保険証の写し(受給者及び手当の対象となる児童)
- 養育費に関する申立書(平成29年中に受け取った養育費)
- 同居者に関する申立書
- 対象児童と別居している場合、別居監護申立書(民生委員の証明が必要)、在学証明書、入寮証明書

児童扶養手当とは？

父または母と生計を同じくしていない児童等が育成される家庭の生活の安定と自立を促進することを目的として支給されます。(所得制限あり)

【手当を受けとることができる人】

18歳未満(18歳の年度末まで)の児童または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある児童を扶養している父または母、児童を父または母に代わって養育している人

ひとり親家庭等医療助成制度とは？

ひとり親家庭等の医療費(保険診療分)の3分の2を助成します。(所得制限あり)

【助成を受けることができる人】

18歳未満(18歳の年度末まで)の児童及び20歳未満の児童を扶養している父または母

※児童扶養手当の受給及び請求又は届出において、偽りその他不正の手段により手当を受けられた場合は手当の返還だけでなく3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられますので、生活の状況等に变化がある場合には必ず届け出てください。

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員のご紹介

☎福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

市から委託を受けた6名の方が、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員として、活動されています。

相談員は障がいをお持ちの方やその家族の方が

らのご相談をお受けします。秘密は厳守しますので、お気軽にお住まいの地域の担当相談員にご相談ください。



●身体障がい者相談員

氏名	担当地区	連絡先
後藤 和行	一の宮地区	22-0163
松本 克巳		32-1799
佐藤 二三夫	阿蘇地区	32-1087
佐藤 征守		32-3479
阿南 洋	波野地区	24-2046

●知的障がい者相談員

氏名	担当地区	連絡先
内田 博美	阿蘇市	22-1734

道路上に張り出している樹木の伐採のお願い

固建設課 管理係 ☎ 22-3187

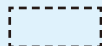

車道や歩道の一部において、樹木や生垣が覆いかぶさると通行しづらだけでなく、折れ木・落枝等交通障害を引き起こす場合があります。私有地から張り出している樹木は土地所有者の方に所有権があるため、市で剪定・伐採することが出来ません。(民法第 233 条)

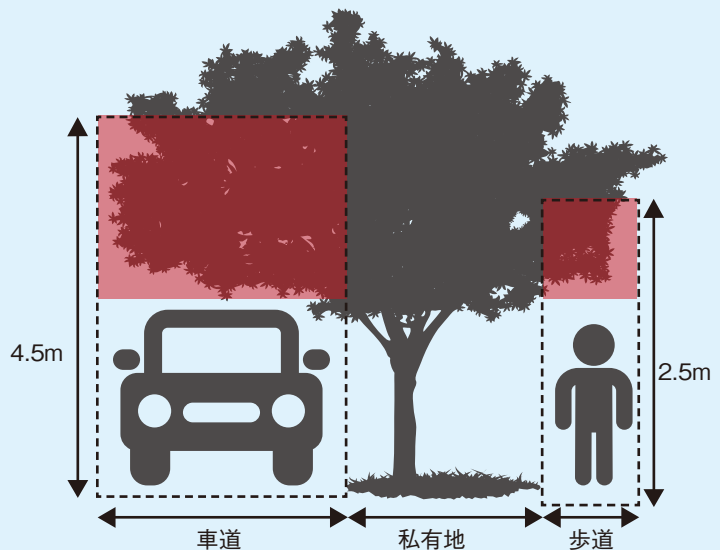
折れ木・落枝や樹木等が道路にはみだしていることが原因で事故等が発生した場合は、所有者の方が責任を問われることがあります。(民法第 717 条、道路法第 43 条)

樹木所有者の皆様には庭木の剪定・伐採を行い適切な管理をお願いします。

建築限界に樹木が出ないように注意！

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木等が道路上に入ってはいけない「空間」を定めるものを建築限界といいます。高さについて車道の場合は「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木等が道路に張り出していると建築限界を犯している可能性があります。(道路法第 30 条、道路構造令第 12 条)

-  建築限界の範囲
-  建築限界を犯している範囲



※作業時には通行車両や自転車又は歩行者の方の安全確保と、樹木やはしご等からの転落防止に十分ご注意ください。

※カーブミラーの視界を遮る樹木等についても視界の確保をお願いします。

【問い合わせ先】
市役所住環境課
☎ 22-3169
阿蘇地域振興局 林務課
☎ 22-2312



阿蘇管内で生育・生息が確認できる県指定希少野生動物植物

夏は植物の開花や昆虫の成体が多く見られる時期です。希少な動植物が生息・生育している場合、採取等は行わず、県民の財産である希少な動植物を保護し、次世代に引き継ぎましょう。

希少野生動植物を
保護しよう！

ネットでローン、簡単お申込み！

けんしんのWebローンサービス

24時間インターネットからローンのお申込みがご利用いただけます。

- 車、教育、リフォーム等に関する資金
 - お使いみちが自由なフリーローン
 - 急な出費のためのカードローン etc...
- 詳細については当組合ホームページをご覧ください。

金利引き下げの実施

インターネットからローンをお申し込みいただいた方に限り、

金利0.2%
引き下げいたします！



しんくみイメージキャラクター 藤野菜子

いつもいっしょ コミュニティバンク
熊本県信用組合 阿蘇支店 TEL 0967-32-0731

<http://www.kumamotoken.shinkumi.jp>



広告

自宅のブロック塀を点検しましょう

☎建設課 建築営繕係 ☎ 22-3187

ブロック塀は、プライバシーの確保、防犯等の重要な役割を果たしていますが、地震時には、倒壊や落下など人命を脅かす危険があり、所有者の責任において適切に管理する必要があります。

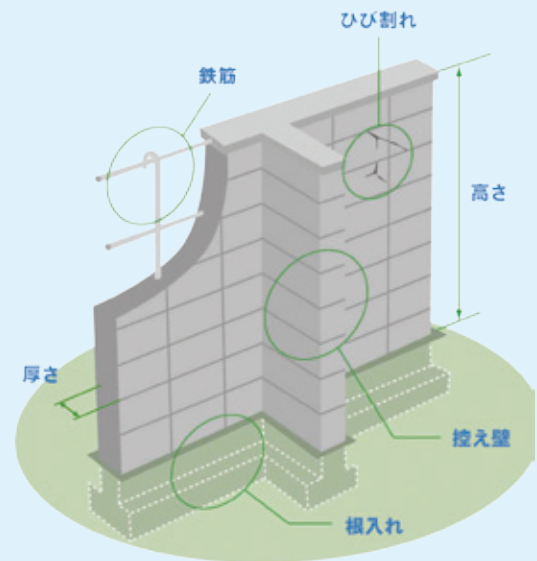
ご自宅のブロック塀が被害を出さないためにも、まずは、高すぎないか、控え壁はあるか、傾きや

ひび割れ等の劣化はないか等、自己点検をしてみましょう。

点検の結果、危険性が確認された場合は、付近を通行する人への速やかな注意表示をお願いします。また、補修や撤去等も必要となりますので、専門家にご相談ください。

外観で以下の項目をチェックし、ひとつでも不適合がある場合は危険なので改善しましょう。

- 塀は高すぎないか
塀の高さは地盤から 2.2 m 以下
- 塀の厚さは十分か
塀の厚さは 10cm 以上必要
塀の高さが 2 m 超 2.2 m 以下の場合は 15cm 以上
- 塀の高さが 1.2 m 超の場合控え壁はあるか
塀の長さ 3.4 m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁が必要。
- コンクリートの基礎があるか
- 塀に傾き、ひび割れはないか



※上記に該当した場合は、塀の中の鉄筋や基礎の根入れ深さなどの確認が必要となるので、分からないことがあれば専門家に相談しましょう。

【申込み・問い合わせ先】
阿蘇地域世界農業遺産推進協会事務局(阿蘇地域振興局内)
☎ 22・11115



ロゴマークのシール
(日本語版もあります)

阿蘇世界農業遺産推進協会(阿蘇地域振興局農業普及・振興課内)では、世界農業遺産ロゴマークを貼っていただける商品を募集しています。期間中(12月27日(木)まで)、ロゴマーク利用にご登録いただいた方には無料でシールを500枚プレゼント。阿蘇の農産物や加工品、お土産などに貼っていただき、阿蘇地域の農業や世界農業遺産のPR・販路拡大にご活用ください。

世界農業遺産
ロゴマーク商品大募集

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい。

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 ※完全予約制です。

法律相談料が変わりました。

- ・初回相談が、30分まで無料になりました！
- ・初回30分超また2回目以降は30分3500円です。

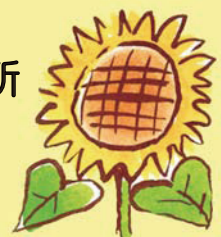
※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇ひまわり基金法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

熊本県弁護士会所属

弁護士 森 あい(もり あい)



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)